

## 2017年度 スーパーグローバル大学創成支援事業 国費外国人留学生（10月開始） 募集要項

文部科学省は「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学を対象に国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生）を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1. 応募者資格及び条件

- (1) 対象：2017年10月1日現在で学部又は大学院正規課程において、学業成績が特に優秀な者又は新たに海外から留学する優秀な者（※）。  
※ 学業成績が直近の過去1年間で2.50以上であり、奨学金支給期間中においてもそれを維持する見込みがある者をいう。
- (2) 国籍：2017年10月1日現在日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。
- (3) 年齢：原則として大学院は1982年4月2日以降に出生した者、学部は1992年4月2日以降に出生した者。昨年度より引き続き国費外国人留学生として採用される者はこの限りではない。
- (4) 学歴：大学院については日本の大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者。なお、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は以下に該当する者とする。
  - ① 外国において学校教育における16年（医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者。
  - ② 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳（医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については24歳）に達した者。

（注）上記以外の資格により日本の大学院入学資格を有する者を含む。  
学部については学校教育における12年の課程を修了した者、又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者等日本における大学入学資格を有する者。
- (5) 健康：日本留学にあたって心身ともに支障がないと大学が判断した者。
- (6) 渡日時期：新規渡日者の場合、原則として受入大学が定める同年の各学期の学期開始日から数えて前後2週間のうち、受入大学が指定する期日に渡日可能な者。
- (7) 査証取得：原則として、2017年10月1日現在「留学」の査証を取得していること。  
なお、新規渡日者の査証については、国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。  
また、採用された者が例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格変更する場合は奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので留意すること。「留学」以外の査証又は在留資格をもって奨学金支給開始月に在学する者は国費外国人留学生の資格を有しない。
- (8) 日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学

と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の向上に努めること。

(9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 標準修業年限での修了が不可能である者。(休学者は除く。)
- ③ 渡日後に日本政府(文部科学省)以外の機関(自国政府機関を含む。)から奨学金等を受給することを予定している者。(研究費として用途を限定するものを除く。)
- ④ 本奨学金における他大学との重複申請、日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度と併給する者。(これまで日本政府(文部科学省)及び(独)日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き受給予定の者も含む。)
- ⑤ 本奨学金に採用後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

2. 採用予定数：500名程度(2017年4月採用者含む)

3. 奨学金支給期間：2017年10月～2018年3月の6ヵ月以内で、かつ在籍課程の標準修業年限内。

#### 4. 奨学金等

##### (1) 奨学金

以下の金額に加えて、特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。

- ① 大学院：修士課程・専門職学位課程 144,000円  
博士課程 145,000円
- ② 学部： 117,000円

(2) 次の場合は原則として奨学金の支給を取り止める。

また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。なお、大学を休学、又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、又は除籍となったとき。(なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 当該大学を退学したとき、又は他の大学に転学したとき。
- ⑦ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑧ 他の奨学金(用途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- ⑨ 当該大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象(事業終了も含む。)となくなつたとき。

(3) 旅費：文部科学省は渡日・帰国に係る旅費を負担しない。

(4) 授業料等：原則として大学における授業料等の教育費は当該大学が負担する。

## 5. 推薦手続き及び選考

(1) 推薦：各大学長はスーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨に鑑み、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を大学での審査の上、別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

(2) 選考：各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定する。

(3) 提出書類等（公文書を添付し、①②の正本1部を提出すること）

① 大学において作成し、文部科学省へ提出するもの

ア 国費外国人留学生（研究・学部留学生）推薦調書（別紙様式1）

推薦者1名に対し1枚作成する。

イ 推薦者一覧（別紙様式2）

ウ 候補者に対して行った面接等による総合成績評価報告書（別紙様式3）

エ スーパーグローバル大学創成支援事業国費外国人留学生採用計画（別紙様式4）

オ 調査書（別紙様式7）

カ 非重点国からの推薦が5割を超える場合の理由書（書式任意）※該当する場合

② 大学が本人から取り寄せて文部科学省へ提出するもの

ア 申請書（別紙様式5）

イ 研究計画、又は研究状況（別紙様式6）

ウ 写真（最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データ可）

③ 大学が本人から取り寄せて大学内で保管するもの

ア 成績証明書（学業成績係数の算出に必要なもの）

イ 在籍証明書（身分を証明するもの）※新規渡日者以外の者

ウ 新規渡日者については旅券（写）、新規渡日者以外の者は在留カード（写）

(4) 提出期日：2017年6月29日（木）必着

※郵送・メールによる提出いずれも上記の期日とする。

(5) 注意事項

① 提出書類は一切返却しない。また、提出後の差し替えは認めない。

② 上記の申請書がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。また、提出期日を過ぎたものは、一切受理しない。

③ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて、提出できるよう適切に管理すること。

④ 「新規渡日者」とは、新たに海外から留学する者を指す。大学推薦の募集要項を参考にすること。

6. 結果通知：2017年7月下旬～8月上旬予定

7. その他

(1) 採用後の手続きは採用候補者の決定を通知する際に併せて通知する。

(2) 2018年4月以降に採用する者については、別途募集を行う予定。

(3) 新たに海外から留学する者を推薦する場合は渡日時期や査証取得等、大学で適切に

調整・確認し、推薦すること。

- (4) 今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者は「進学等に伴う奨学金支給期間の延長を希望する国費外国人留学生の取扱い及び特別延長を希望する国費外国人留学生（研究留学生等）の取扱い」に応募することはできない。
- (5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））は、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関に共有される。
- なお、卒業後に日本政府から元国費外国人留学生に情報提供を求める事項については協力すること。
- また、生年月日及び連絡先以外の採用者に関する情報は、外国人留学生の受入れ促進に向けた広報として、日本政府が作成する資料において、日本留学後、世界各国で活躍している者を紹介するために、公表する場合がある。
- 国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱いについての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱いについて承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。
- (6) 上記のほか推薦に関する留意事項及び詳細は、別紙「推薦に当たっての留意事項」によること。
- (7) (独)日本学生支援機構で募集している学習奨励費と同時に募集しているため、合わせて選考すること。